

関口茂八翁奨学金制度について

～返還時無利息、町内に就職又は県内の社会福祉施設等に就職すると

返還金が最大で半額免除となる奨学金制度です～

この奨学金制度は、ときがわ町出身の関口茂八翁の寄付により始まった事業です。経済的理由により就学が困難な方に奨学金を貸与し、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

対象者(次のいずれにも該当する方)

- ・ときがわ町内に住所を有する方(就学のために転出している場合は貸与可能)
- ・奨学金貸与額表中(右表)の学校に入学予定、入学決定又は在学中の方(進学する学校が決定していない方も申請を受け付けます。)
- ・勉学の意欲がある方
- ・学校長が推薦する方
- ・経済上の理由により、学資の支出が困難な方

貸与額 右表のとおり

貸与の時期

- ・普通奨学資金 正規の修業期間中、毎年4月と9月の年2回に分割して交付します。
- ・特別奨学資金 入学準備の資金として1回、2月に交付します。

奨学資金の返還

卒業後1年間据え置き、その後、貸与を受けていた期間の2倍の期間内で、原則毎年7月と12月に均等に返還していただきます。

(期間内は無利息)

なお、高等学校から大学等へ継続して貸与を受けることも可能です。(返還の例は右表のとおり)

返還額の免除

町内に就職又は県内の社会福祉施設等に就職した場合は、勤務期間により最大で半額免除になります。



奨学資金の貸与額

	普通奨学資金 (年額)	特別奨学資金 (入学時)
高等学校	120,000円	100,000円
大学(大学院を含む)	240,000円	300,000円
大学(短大)	240,000円	160,000円
大学 (医科・歯科・薬科)	600,000円	1,500,000円
高等専門学校	240,000円	120,000円
専修・各種学校 (高等課程)	120,000円	100,000円
専修・各種学校 (専門課程)	240,000円	160,000円

※普通奨学資金は正規の修業期間中、貸与を受けることができます。

奨学資金の返還額例

例) 高等学校で3年間貸与を受け3年間で返還の場合
 普通奨学資金 120,000円 × 3年間
 特別奨学資金 100,000円
 貸与額計 460,000円

例) 大学で4年間貸与を受け4年間で返還の場合
 普通奨学資金 240,000円 × 4年間
 特別奨学資金 300,000円
 貸与額計 1,260,000円

申し込み期間

12月1日(木)から12月28日(水)まで
(ただし、土・日・祝日を除く)

申し込み先

教育委員会教育総務課(役場第二庁舎2階)

問い合わせ

教育委員会教育総務課(役場第二庁舎2階)

Tel 65-1521(代表)

	年間返還額
1年目	154,000円
2年目	153,000円
3年目	153,000円

	年間返還額
1年目	315,000円
2年目	315,000円
3年目	315,000円
4年目	315,000円

※年間返還額の例は、貸与額合計 ÷ 貸与を受けた年数です。